



地域国際化協会連絡協議会総会を開催

(財)自治体国際化協会支援協力部多文化共生課

全国六一の都道府県・政令指定都市に設置されている地域国際化協会は、地域レベルの国際化を推進するため、地域国際化協会連絡協議会（以下、連絡協議会）を設置しています。平成二年度地域国際化協会連絡協議会総会を五月二三日（水）にホテルポール麹町にて開催し、各地域国際化協会、総務省、内閣府、外務省など約八〇人にご参加いただきました。

講演会及び事例発表会

総会に先立ち、講演会及び事例発表会を行いました。

まず首都大学東京都市教養学部の前野清人准教授より「外国籍住民の労働問題について」ご講演いただきました。



↑丹野清人 首都大学東京准教授 講演

「外国籍労働者を受け入れる日本では、彼らが住民登録から抜け落ちてしまうことで、

外国人児童の不就学問題や社会保険への未加入問題等、顔の見えない定住化が進んでいます。解決の方法は、外国籍労働者の話を細かく聞く機会の確保と、行政機関間での連携のあり方にあり、地域国際化協会が中心となつてその支援をしっかりとお願いしたい。」というお話をいただきました。

続いて総務省自治行政局市町村課の池本武広外国人住民制度企画室長より「外国人住民制度について」ご講演いただきました。



↑池本武広 外国人住民制度企画室長 講演

外国人登録者数は二五万人となり十年間で約一・五倍に増加しています。現在、市町村では外国人登録原票のデータを使って行政サービスを行っておりますが、一つの世帯に外国人と日本人がいるケースが増加し、サービス提供に不都合が生じてきていました。そうした中で、法務省においても従来の外国人在留管理制度を見直し、入国の段階

で「在留カード」を交付し、情報を一元的に把握するための法案を国会に提出しています。これに伴い外国人登録制度が廃止されることとなります。

そのため、今回の住民基本台帳法改正案では、市区町村が外国人住民に行政サービスを提供する基盤とすべく、外国人住民を住民基本台帳制度の適用対象に加えることになりました。日本人と同様に、転出届や転入届の仕組み等が適用され、手続きのワンストップ化が可能となります。」というお話をいただきました。

事例発表会では(財)浜松国際交流協会の松岡真理恵氏より「(財)浜松国際交流協会の取組み―労働問題について―」を発表いただきました。



↑(財)浜松国際交流協会 松岡真理恵氏 事例発表

「外国人住民支援のため、就労支援事業として企業訪問やセミナーの開催、就労準備研修も実施しています。

さらに求職者のための日本語教室や介護のための日本語教室を行い、日本語のみでなくビジネスマナーや心構えを学ぶ内容も取り入れました。特に介護のための日本語教室を修了した方の中から二名が就職を決めており、一定の成果をあげています。

その他、外国人集住地区で、地域社会への参画を促すための外国人向けセミナーや、住民同士の交流の拠点となるような日本語教室の立ち上げ支援等の取組みをしています。」と事例紹介をいただいた後、丹野先生より講評をいただきました。

労働問題は昨今の厳しい経済情勢を反映して非常に重要なテーマであることから、ご参加いただきました皆様は熱心に聞きっていました。

総会

午後二時より総会を行いました。開会に際し、連絡協議会の高田勇会長よりご挨拶をいただき、続いて自治体国際化協会の香山充弘理事長が祝辞を述べました。



↑高田勇地域国際化協会連絡協議会会長 挨拶

総会の議事に入り、「役員の改正について」「平成二十年度事業報告及び決算について」「平成二十年度事業計画案及び予算案について」を審議いただき、全会一致でご承認いただきました。

また、(財)浜松国際交流協会が平成二〇年一月に総務省より地域国際化協会の認定を受け、連絡協議会に加盟したいとの申し出があり、拍手を持って加盟を歓迎いたしました。

施策紹介

総務省、内閣府、外務省、自治体国際化協会より、施策の紹介をいただきました。

始めに総務省自治行政局の赤松俊彦国際室長からは「JETプログラム参加者は、平成二〇年度までにのべ五万六三七人になりました。平成二三年度から小学校高学年における英語授業の必須化に伴い、地域におけるJETの活躍の機会が増えていくため、地域国際化協会においてもJETに対するご理解・ご協力を賜りたいと思います。

多文化共生の推進について、平成二〇年度の地方公共団体等での多文化共生事例を本年四月に自治体国際化協会ホームページにおいて『多文化共生事例集』として公表いたしました。」との施策紹介がありました。次に内閣府定住外国人施策推進室の宮地毅参事官からは「四月に定住外国人支援のための教育対策、雇用対策に重点を置いた対策を取りまとめました。不就学の子どもやブラジル人学校等に在籍する子どもも日本語教育、また求職者を対象に日本語教育を主とする三カ月程度の就労準備研修を実施します。

帰国支援事業については定住外国人が帰

国を希望する場合に、定住外国人三〇万円、扶養家族二〇万円の帰国支援金を支給するものです。再入国不可の期間については制度開始から三年を目処としつつ今後の経済・雇用情勢の動向等を考慮し、見直しを行うことにしています。」との施策紹介がありました。

続いて外務省大臣官房総務課地方連携推進室の貝原健太郎首席事務官からは「地方の魅力の世界に発信する場を提供するとの観点から、大使公邸や大使館会議室の開放、地域の魅力発信セミナー、国際交流活動支援レセプションといった事業を行っていきます。公邸開放については、大使館ならではの人脈を通じて、各界のハイレベルの関係者を集めることができます。

さらに、平成二二年四月には、地方連携推進室運営の『グローバル外交ネット』を立ち上げました。」との施策紹介がありました。最後に(財)自治体国際化協会の佐々木淳事務局長から施策紹介がありました。なお、自治体国際化フォーラム二〇〇九年七月号にて地域国際化協会関連事業として紹介をしています。

交流会

施策紹介終了後、交流会が行われました。連絡協議会の高田勇会長から開会挨拶を、総務省大臣官房の岡崎浩巳総括審議官から乾杯の挨拶をいただきました。会場では情報交換等、活発に交流が図られて大いに盛り上がりを見せました。